建学発2000－第0036号
2000年3月14日

建設省住宅局建築指導課
パブリックコメント担当　殿

社団法人　日本建築学会
基礎構造運営委員会
主査　桑原文夫

建築基準法施行令の一部改正に関する意見

基礎構造の立場からみて、性能規定による設計の見通しが不明確のまま、仕様規定の強化が特に強調された施行令改正案に対して、性能規定を謳った基準法本来の趣旨に沿ったものに修正すべきであると考えます。構造委員会の承認を得て、基礎構造運営委員会の責任において下記の意見・要望を提出いたします。

記

1)　令第 38 条 2，3，4 項は削除すべきである。

第 2 項で禁止する「異なる構造方法による基礎の併用」は、現在、数多く実施されており、一般構造物として設計は十分可能である。さらに、第 4 項で建設大臣がその計算方法を定めて規制する理由が見当たらない。特に支持層が傾斜しているような地盤条件は各地に存在し、そこに建築物を設計するときには異なる構造方法による基礎が併用される機会が多い。

異なる構造方法による基礎を併用するケースは、その地盤条件と共に千差万別であり、計算方法は一義的に決めがたい。その内容は設計行為そのものであり、設計者の責任のもとで十分に検討可能である。また、建築学会「基礎構造設計指針」の改定作業が現在最終段階に入っており、その中で併用基礎として独立した章を設けて、その設計の考え方を記述している。これらを参考にすることにより、併用基礎の採用を禁止あるいは特定の方法でしか設計できなくするような規制は必要ないと判断する。

日本の国土は埋立てによりその土地利用を増加させてきたが、環境問題等の点からも今後多くの期待はできないと考える。一方、我国の国土の成り立ちはその造山活動の特徴から、傾斜した土地や支持層が各地に見られるが、その多くが未利用になっている。そのよ

うな土地に今後も建築物が計画される機会は増加することは明らかであり、国としてもその利用を促進すべきであると考える。この意味においても、異種基礎を法的に禁止することを前提する条文は時代的に逆行するものである。

第3項で規定する「良好地盤での支持原則」については、良好な地盤の定義がされていないので、憶測で議論せざるを得ないが、たとえばN値50以上の地盤のように、特定の条件により限定される恐れがあり、問題である。支持層が非常に深い場合、それに見合った基礎を選定し設計すること(摩擦杭、浮き基礎、地盤改良などを考える)の方がむしろ正当な考え方であり、最近の技術に照らしても実現は十分可能となっている。したがって、第2項、3項ともただし書き以降の方が一般的になっており、禁止事項を主とする規定は時代遅れである。第3項に関しても、第4項で建設大臣がその計算方法を定めて規制する必要はない。

2)　令第 93 条のただし書き(したがって地耐力表も)は削除すべきである。

地耐力表は典型的な仕様規定であると同時に時代遅れでもあり、心ある設計者には見向きもされない一方で、あまり勉強をしない設計者に便利表として使われているようである。そのため、何らの思考もなく使われているのが現状であり、本来、地域の特殊性がある地盤に対して全国一律に扱うことで、むしろ百害に繋がっている。

「地盤の許容応力度」という用語は学術的に間違いである。もし、この概念を表すならば「地盤の許容支持力度」を使うべきである。許容支持力のもとになっている地盤の極限支持力は基礎全体の挙動として扱うべきものであって、単位面積あたりの応力度を規定することはまったく意味がない。基礎全体として支持できる荷重を仮に面積で除したものを支持力度と表現しているだけで、部分的な応力度とはまったく意味の異なるものである。

3)　基礎構造に対して性能設計を可能にするルートを作るべきである。

上記1)において仕様規定によらない方法によって設計を行うには、限界耐力計算(令第82条)による方法が示されているとしている(令第36条)。しかし、令82条第4項に地下部分の部材について地震時の損傷防止の規定があるのみで、基礎構造に関しては、まったく記述がなく、改正案の方法によってさえも限界耐力計算による設計を放棄していると判断せざるを得ない。これは、すなわち、上記1)の仕様規定以外の方法を採用する道を閉ざすもので、現在より強化された仕様規定によって、設計の自由度は現在より制限されることになる。これは性能設計を謳った基準法の主旨と反するものであり、性能設計を可能にする道を閉ざしてはならないと考える。

以上